



保険新商品の取扱開始について

株式会社福邦銀行（頭取 東條 敬）は、多様化するお客さまのニーズにお応えするため、平成 27 年 11 月 2 日（月）より新たに 2 商品の取扱いを開始いたします。

今後も、お客さまの幅広いニーズに合わせた品揃えを充実させ、ご満足いただける商品やサービスの提供に努めてまいります。

記

1. 新商品概要

(1) やさしさ二重奏

| 項目 | 内容 |
|-------------|---|
| 保険商品名 | 「やさしさ二重奏」 5年ごと利差配当付介護終身年金保障保険 |
| 商品分類 | 一時払介護終身年金保険 |
| 引受保険会社名 | 明治安田生命保険相互会社 |
| 主な特長 | <ol style="list-style-type: none">死亡保障が一生続きます。(注1) 万一の場合には、払い込まれた保険料を上回る死亡給付金をお受取りいただけます。 (注1) 介護終身年金の支払開始後は、死亡給付金額は減額し、第10回の介護終身年金のお支払い以後は、死亡給付金のお支払いはありません。所定の要介護状態に該当した場合、一生にわたり年金をお受取りいただけます。 ご加入後に所定の要介護状態に該当した場合、その後の変化にかかわらず、継続的にかかる介護費用などに充てるための年金を一生にわたりお受取りいただけます。 また、介護終身年金は公的介護保険制度に連動してお支払いするため、ご請求の際にわかりやすい支払事由となっています。急な資金ニーズにも対応いただけます 解約返戻金(注2)を活用することで急な資金ニーズにも対応いただけます。 (注2) ご加入後、一定期間は払い込まれた保険料を下回る場合があります。 |
| 被保険者の契約年齢範囲 | 40歳～80歳 |
| 介護終身年金年額範囲 | 12万円～1,000万円(1万円単位) |
| 告知・診査方法 | 告知書扱・個人健康診断書扱・嘱託医扱(診査医扱) |

(2) 虹色きっぷ

| 項目 | 内容 |
|----------------|---|
| 保険商品名 | 「虹色きっぷ」 5年ごと利差配当付個人年金保険 (2011) |
| 商品分類 | 平準払定額個人年金保険 |
| 引受保険会社名 | 明治安田生命保険相互会社 |
| 主な特長 | <p>1. 少額から加入可能です。 保険料は月掛1万円(年掛12万円)から手軽に始められます。 また、告知や医師の診査等は不要です。 ※保険料払込期間5年の場合は、月掛3万円以上(新年掛36万円以上)が必要です。</p> <p>2. 将来の計画に合わせて保険料払込期間、据置期間、年金支払期間を柔軟に設定することができます。 保険料払込期間(5年、10年～40年)、据置期間(0年～10年)、年金支払期間(5年確定または10年確定)をそれぞれ選択することができ、加入プランを自由に設定できます。 ※保険料払込期間5年の場合、据置期間は5年以上必要です。</p> <p>3. 受取額は契約日に確定します。 契約日に基本年金年額や解約返戻金が確定するので、将来の生活設計を考えるうえでお役に立ちます。 ※解約返戻金は死亡給付金額(保険料払込期間中は既払込保険料相当額)が上限となります。</p> |
| 被保険者 契約年齢範囲 | 0歳～70歳 |
| 年金開始年齢範囲 | 10歳～80歳 |
| 保険料払込期間 | 5年・10年～40年 |
| 据置期間 | 0年～10年で選択(保険料払込期間5年の場合は5年～10年) |
| 年金種類 | 5年・10年確定年金 |
| 最低保険料 | 月掛1万円、新年掛12万円(千円単位) 保険料払込期間5年は、月掛3万円、新年掛36万円(千円単位) |
| 基本年金年額 | 5年確定年金 … 20万円～3,000万円(百円単位) 10年確定年金 … 10万円～3,000万円(百円単位) |
| 保険料払込方法 | 月掛(毎月1回の払込み)・新年掛(1年に1回の払込み) ※新年掛は1回に限り月掛に変更することができますが、月掛から新年掛に変更することはできません。 ※保険料の一括払い(前納)は取扱いできません。 |
| 告知 | 不要 |

2. 取扱店 全営業店 (39店舗)

3. 取扱開始日 平成27年11月2日(月)

4. ご留意いただきたい事項

- ・ 保険商品は保険会社を引受保険会社とする生命保険商品です。したがって、預金とは異なり、払込保険料の元本保証はありません。また預金保険制度の対象ではありません。
- ・ 当保険における解約返戻金は、保険の種類・ご契約年齢・性別・経過年数などによっても異なりますが、ご契約後一定期間内に解約された場合の返戻金は既払込保険料を下回ります。
- ・ 保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護機構の措置が図られることがありますが、この場合にも、保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。
- ・ ご契約にあたっては「契約概要・注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」等を必ずご確認ください。
- ・ ご加入の検討にあたっては、販売資格を持つ保険募集人にご相談ください。詳しくは最寄りの福邦銀行窓口までお問い合わせください。

以 上